

令和2年第4回八雲町議会臨時会会議録

令和2年5月14日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度八雲町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度八雲町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第 5 議案第 1 号 八雲町後期高齢者医療に関する条例及び八雲町国民健康保険
条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2 号 財産の取得について
- 日程第 7 発委第 1 号 新型コロナウイルス感染症対策の充実強化を求める意見書

○出席議員(14名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 2番 関口正博君 | 3番 佐藤智子君 |
| 4番 横田喜世志君 | 5番 斎藤實君 |
| 6番 大久保建一君 | 7番 赤井睦美君 |
| 9番 三澤公雄君 | 10番 田中裕君 |
| 11番 牧野仁君 | 12番 安藤辰行君 |
| 13番 宮本雅晴君 | 14番 千葉隆君 |
| 副議長 15番 黒島竹満君 | 議長 16番 能登谷正人君 |

○欠席議員(0名)

○欠 員(2名)

○出席説明員

町 長	岩村克詔君	副町長	吉田邦夫君
副町長	萬谷俊美君	総務課長	三澤 聡君
政策推進課長	竹内友身君	併選挙管理委員会事務局長	
財務課長	川崎芳則君	新幹線推進室長	阿部雄一君
住民生活課長	川口拓也君	会計管理者	馬着修一君
水産課長	伊藤 修君	兼会計課長	
環境水道課長	田村春夫君	保健福祉課長	戸田 淳君
落部支所長	佐藤 尚君	商工観光労政課長	藤牧直人君
社会教育課長		公園緑地推進室長	佐々木裕一君
兼図書館長		体育課長	三坂亮司君
郷土資料館長	佐藤真理子君	監査委員	千田健悦君
町史編さん室長			
総合病院事務長	成田耕治君	総合病院庶務課長	竹内伸大君
総合病院医事課長	石黒陽子君	総合病院地域医療連携課長	長谷川信義君
総合病院地域医療連携課参事	加藤孝子君	消 防 長	大 淵 聡君
八雲消防署長	高橋 朗君	八雲消防署庶務課長	堤 口 信君
八雲消防署消防課長	今村 幸一君	八雲消防署警防救急課長	大清水良浩君

○出席事務局職員

事務局長	井口貴光君	併議会議務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	松田 力君		
併監査委員事務局監査係			

[開会 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告

○議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は14名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、令和2年5月14日招集、八雲町議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員より、3月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配付のとおりであります。

詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じ、ご覧いただきたいと存じます。

また、すでにお知らせのとおり、当分の間、マスク着用の要請など新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行ってまいりますので、議事進行に支障がないよう皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に佐藤智子さんと田中裕君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありませんので、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（井口貴光君） ご報告いたします。

本臨時会に対し町長から提出された案件は、既に配付しております議案2件及び承認2件であります。また、議会運営委員会より意見書1件が提出されております。

これら議案等説明のため、町長、監査委員及び予め委任又は囑託を受けた説明員の出席を求めております。

以上でございます。

◎ 日程第3 承認第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件は、令和2年度八雲町一般会計補正予算第4号を専決処分したことに対する承認でござ

います。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） おはようございます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。議案書5ページ及び6ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度八雲町一般会計補正予算第4号について、令和2年4月24日専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

補正予算第4号は、新型コロナウイルス感染症により、国が家計への支援を行うための特別定額給付金及び児童手当を受給する子育て世帯に対する臨時特別給付金がそれぞれ支給されるほか、町内小・中学校の臨時休校の延長により学校給食用牛乳の製造が停止し、牛乳・乳製品全体の消費減少が懸念されている状況を踏まえ、町内小・中学校の全児童・生徒へ、分散登校に合わせ牛乳を配布し消費拡大を図るものであります。

また、感染症拡大の影響による緊急事態宣言を受け、また、北海道は特別警戒地域として、北海道知事が特定業種に対し休業要請を表明したところでありますが、道の休業要請対象業種とならず支援金が支給されない飲食業に対し、町独自の事業として支援したものであります。

このほか、小・中学校の臨時休校延長などの影響を受け、消費低迷の牛乳について、町内への需要喚起を商工事業者と連携し配達による販売を行うもので、執行に係る予算の確保について急を要したほか、地域経済を考慮し即効性のある対応を図るため、令和2年4月24日付で専決処分いたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和2年度八雲町一般会計補正予算第4号についてご説明いたします。議案書7ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに17億260万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を166億9,271万7千円にしたものであり、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書13ページをお願いいたします。

3款民生費 1項社会福祉費 8目特別定額給付金給付事業費16億4,394万5千円は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計へ支援を行う特別定額給付金事業の実施により、住民基本台帳に記録されている方を対象に給付額一人あたり10万円が支給されるもので、1節報酬から12節委託料までは、当該事業に係る職員人件費をはじめ、システム構築や申請書作成処理を含むシステム改修委託料などの事務経費のほか、18節負担金補助及び交付金に支給対象者を16,000人とし、特別定額給付金16億2,000万円をそれぞれ追加したものであります。

2項児童福祉費、2目児童措置費2,126万3千円は、子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人あたり1万円の臨時特別給付金が支給されるもので、3節職員手当等から12節委託料までは当該事業に係る職員人件費やシステム改修経費などの事務経費のほか、19節扶助費には臨時特別給付金1,857万円を、それぞれ追加したものであります。議案書15ページをお願いいたします。

6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費134万7千円は、感染症対策により小・中学校の臨時休校の延長措置がとられ、この影響から学校給食用牛乳の製造が停止中で、牛乳・乳製品全体の消費減少により流通停滞を起こしていることから、町内小・中学校の全児

童・生徒に対し、5月の分散登校に合わせ、牛乳1リットルパックを小学校1年生から4年生までは1本ずつを、また、小学校5年生から6年生及び中学生については、2本ずつを3回配布し牛乳の消費拡大を図るもので、10節需要費に134万7千円を追加したものであります。

7款1項商工費 2目商工振興費 3,604万6千円は、北海道の休業要請の対象外となり支援金を受けられない中、感染拡大防止の要となることから、既に相当な経営的打撃を受けている飲食業に対し、町として道の対策に追加し、要請に応じて協力した事業者に感染症対策協力金を支給するもので、その詳細は、個人の飲食事業者は20万円。同じく法人には30万円。酒類提供時間を夜7時まで短縮した個人の飲食事業者は10万円。同じく法人には20万円とし、18節負担金補助及び交付金に感染症対策協力金2,770万円のほか、事業実施に係わる事務を町と商工会が連携して行うため、12節委託料に感染症対策協力金支給業務委託料56万2千円を、10節需用費及び11節役務費に事務費をそれぞれ追加したものであります。

また、外食や購買機会の減少、さらには小・中学校の臨時休校延長の影響を受け、流通停滞を起こしている牛乳について、酪農のまち八雲町として、商工事業者と連携し、感染リスクを減らすため配達による販売を行い町内の需要喚起を図るもので、18節負担金補助及び交付金に町内産品消費拡大支援事業補助金760万4千円のほか、10節需用費及び11節役務費に事務費をそれぞれ追加したものであります。

以上、補正する歳出の合計は、17億260万1千円の追加であります。

続いて、歳入でございます。議案書11ページをお願いいたします。

15款国庫支出金 2項国庫補助金 2目民生費国庫補助金 16億6,520万8千円の追加は、歳出でご説明しました特別定額給付金給付事業及び子育て世帯臨時特別給付金給付事業に対する国の補助金で歳出と同額であります。

19款繰入金 1項基金繰入金 2目ふるさと応援基金繰入金 3,739万3千円の追加は、歳出でご説明いたしました牛乳消費拡大支援事業のほか、感染症対策協力金支給事業及び町内産品消費拡大支援事業に要する財源として計上したものであります。

補正する歳入の合計は、歳出と同額の17億260万1千円の追加であります。

以上で、承認第1号令和2年度八雲町一般会計補正予算第4号の説明といたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 今回の承認に反対するものではないんです。逆に、今回支援を受けられない業種や、そして酪農の町八雲を意識した政策をやっていただいて、逆に感謝している次第でございますけれども、そこにですね、さらにちょっと一つお聞きしてもらいたいことがあります。

飲食業の中には、やっぱり自分たちでもできることもやろうということで、今回役場のほうに500円弁当という取り組みをされてるって聞きます。是非、その消費拡大、強制はできませんから、思いやりをさらに発言してもらってですね、互助の精神でもう少し申し込みが増えるようにしてあげたほうがいいのかなと考えて、発言させていただきます。

今週の月曜日から始まっています。初日50個、2日目32個、3日目は19個と。そして対象を小学校・中学校のほうにもお声がけをした結果もあるのか、また、職員も少し申し込みが増

えたのか、今日は29個となっておりますけども。

取り組みする業者は3社しかいません。それはなぜかといったら、500円では店の看板に恥ずかしくない弁当を作るにはとてもじゃないけどできないというかたちで協力がなかなか広がらない中、3社は利益度外視で動いてるということもお聞きします。そこに応えるのは、やはり職員側の皆さんの思いやりしかないんですけれども。もう少し数が増やすように、ちょっと町長にこの現実をね、お耳に入れなきゃなと思ってこの場を借りて発言させていただきました。そういった背景では、ちょっともう少し数が足りないのかなと、私、議員としてそう思います。決して強制ではありません。そういうことで、もう少し思いやりが出やすいような環境を町長できませんかね。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員のおっしゃるとおりだと思います。私もですね、月曜日50ということで、まあまあ協力できたなという思いでありますけれども。日に日に下がってきたということ、さらにこの値段につきましてもですね、我々が要請したんじゃなくて飲食店組合のほうからですね、500円でどうでしょうかというような話でありましたので、その辺はですね、飲食店組合と話をした結果であります、これからですね、そこに補助ができないかどうかも含めてまた考えてみたいと思いますし、さらにですね、職員の皆様にですね、これは本当に強制はできませんけれども、協力をさらに、各課を通しながらですね、協力要請をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（能登谷正人君） よろしいですか。ほかにございませんか。

○5番（斎藤 實君） 議長。斎藤。

○議長（能登谷正人君） 斎藤君。

○5番（斎藤 實君） 専決処分にはご理解をするものでございます。そこでですね、農業、漁業の現状、コロナの影響はどの辺にあるのか、その辺もちょっとわかる範囲でいいですから説明願いたいと思っております。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） このコロナの影響の漁業、農業でありますけれども。漁業につきましては、噴火湾側の漁業はですね、当初ですね、大変ホタテの金額が下がって、中国の輸出等々が止まっていたということで、我々も危惧しながらですね、漁協等々と話をしていましたけれども。途中からですね、中国の輸出が開いたということで値段もですね、ある程度の値段を確保できたところですね、量的な問題、経費の問題等々ですね、コロナの影響以外にもあるとお聞きしていますので。

この辺は、各漁協とも耳吊りという作業がある程度、今落ち着きましたので。これから漁業者並びにですね、漁協と一緒にしながら、何の対策ができるのかというのはこれから相談してまいりたいと思っております。

さらにですね、熊石地域については、コロナの影響の値段の下げというのがありますけども、何といたっても今年はタコ等々の水揚げもなく、本当に4月は大変苦勞しているという状態が今も続いているということで、これはですね、ひやま漁協、檜山管内全体でですね、檜山町村会と八雲町も足を揃えながらですね、協力していきたいとそんな思いであります。

農業につきましては、何といたっても、酪農の方々が生乳を毎日搾らなきゃならないというこ

とで、学校給食の牛乳が消費できないというのは大変大きな問題で、いつ加工のほうが進んで、前みたく生乳を廃棄するようなことがないように、我々としても消費を喚起しながら、町としても全面的に協力していくということを考えています。さらに、この花卉ですね、花が売れないということで、これから6月に向けて花の出荷等々もありますので、その辺も農協又は農家の方々の情報を入れながら、町としても的確に対策を打っていきたいと思っています。

おかげさまで、議員の皆さんからもこの非常事態宣言でありますので、専決やむなしということで、的確にやりなさいということを議会の皆様から受けておりますので、理解を得ながら、農業、漁業の産業界についても、しっかりと対応していきたく、そんな思いでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○5番（斎藤 實君） 議長。斎藤。

○議長（能登谷正人君） 斎藤君。

○5番（斎藤 實君） ありがとうございます。

ただ、私も農業の関係も畑作はこれからですからいいとしても、当初ですね、ハウスの関係で取り組んでる農家の皆さんが、出荷、自粛してくれというような、今まで納めてるところですね、あったような話も実は聞いているんですよ。熊石地域ですけどもね。そういうこともあるので、なかなか厳しさもあると思います。そういうこともですね、しっかりと調査をしながらですね、やってほしいなというふうに思います。

もう1点、漁業のほうもですね、カレイなんか非常に単価が出てこないということで、どうしても漁に出ても、どうしたものかということですね、直接浜の声も聞いておりますので、その辺のところもですね、しっかりと調査しながら今後の対応を考えていただきたい。今日の総務常任委員会にもひやま漁協の関係が出ておりますけれども、しっかりと調査をしながらですね、対応していただきたいというふうに思います。

○議長（能登谷正人君） 答弁はいいですか。

○5番（斎藤 實君） あれば、お願いします。

○議長（能登谷正人君） 答弁ありますか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 斎藤議員ですね、その辺は町としても、我々は檜山、熊石地域、また太平洋ということで多種にわたって漁業も農業もありますので。それはですね、議員の皆さんですね、いろんな情報を得ながら、さらに農業者、漁業者の意見を聞き、的確に対応してまいりたいと思っておりますけれども、我々もなかなか細分にいきませんので、どうか議員の皆様もいろんなところで声を聞いた場合にですね、我々のほうに伝えていただければ。

今回も、大いに議員さんから情報をいただきまして、対応していきたくということで対応させてることもありますので、今、本当にこのコロナの影響ということで、なかなか我々もですね、多くの人に巡り合って情報を聞き入れるというのは難しい状態でありますので、どうか議員の皆さんもですね、我々のところにいろんな産業界、町民の声を届けていただければ、それなりにですね、対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

○10番（田中 裕君） 議長、田中。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 私も定額給付金の予算等々については諸手上げて、国の事業ですから

何事もないので。

そこで、基準日の解釈の仕方なんですけどね。4月27日をもって基準日とするということなんですけれども、4月27日以降、今日まで八雲町で誕生した子どもさんっているんでしょうか。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 申し訳ございません。今、手元にですね、その後出生したかどうかという事実する数値はございませんが、一応4月27日時点を基準日として、それ以降2週間以内に生まれたお子様につきましては、給付金の対象というかたちで取り扱うような基準となっております。

○議長（能登谷正人君） いいですか。ほかにありませんか。

○4番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 今の田中さんの質問で思ったんですけど、その基準日から転出された方の扱いとかってというのはどうなるんですか。それとちょっと小さいことなんですけれども、歳出の分で報酬、会計年度任用職員の報酬、それから職員手当の中身は時間外手当ですけれども。この報酬は、例えば1人なんですけれども、何か月を目途としてるのか。それから時間外手当については、その時間数を教えていただければと思います。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） まず一点目の転出者の部分でございますが、当然4月27日が基準日となっておりますので、それ以降に転出された方につきましては4月27日以前に住所があった市町村から通知が行って、そちらのほうでの手続きという取り扱いになってございます。

続いて、会計年度任用職員事務の報酬の部分でございますが、3名分をですね、2か月分ずつ、このようなかたちで見て、上げてございます。時間外勤務手当につきましては、いろいろ内訳細かくございますが、基本的には原課の係員の職員の夜間の時間外勤務を上げて、あと袋詰め作業とかそういった部分になりますと、いろいろな課から職員を集合させてやりますので。トータル的な時間ですと、3,000時間ちょっと分を計上して、このような額になってございます。

○4番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） この給付事業はですね、例えば八雲であれば5月の中から給付始めて、有効期限が3か月ということになっていますので。私、この会計年度任用職員は、それが後処理まで済むまでっていうような雰囲気か思っていたんですけど。今の答弁だと、3名分2か月ずつと。時間外にしてもいろいろな各部署からお手伝いをいただいて袋詰め作業やらっていうね、そういうなんていうんだらうな、職員の配置ってそれでいいのかなって、私はチラッと今の答弁を聞いて思います。

例えばね、会計年度任用職員をこうやって採用するのであれば、言っちゃ悪いですけども、そういう中身に関する事じゃなくて、そういう外側だとか集計だとかということに使う人がメインじゃないかと思うんです。それなのに、3名を2か月ずつ6か月ということですよ。そういうなんていうんだらうな。例えば、今現在ね、飲食業休業してる状態で仕事がない人、

なおかつ身分的に保証されていない人がいるわけですよ。そういう人をいかにね、会計年度任用職員といえどもね、そういう部分で使えるだろうと思うんですけど、そういう配慮はするつもりはなかったんでしょうか。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） いずれにしろこの給付金事業自体がですね、政府のほうで発せられ、至急準備し、多くの町民の方に確実にお手元に届けるためにですね、どうしてもそういった採用するというようなかたちで、募集をかけるという余裕がなかったこと、非常に緊急性があったということですね。

もう一つが、当町の規模でございますと、おおむね今月中旬ぐらいに発送したとしても、6月くらいにはですね、ほぼほぼですね、そういった事務がおおむね整うと。それ以降の事務につきましても、任用職員の部分では多くの業務がないであろうということの判断でですね、大変申し訳ございません。こういうかたちでですね、当町の場合は取り扱わせていただきました。ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） よろしいですか。

○4番（横田喜世志君） はい。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

○14番（千葉 隆君） 議長。千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） 質問が3回なので、何点かあるんですが。

まず一点、三澤議員さんのほうから任意でということで、お弁当が料飲店組合なのかわかりませんが、役場のほうでお弁当を用意して今やってると。事業展開してると。それで役場の職員というか、小中学校の事務の職員なのか教職員なのかわかりませんが、教育委員会も含めて拡大してるとするのは、それはそれで大切なことだと思うんですけども。

本来の趣旨とすれば、新型コロナウイルスに対してオール八雲で頑張ろう弁当みたいな感じできっと提供していると思うんですね。ですから、もうちょっと町長さんも、今、補助の部分も考えたいというふうにお話ありましたけれども、もう少しPRというか町民全体にできるような、皆で頑張ろう、皆で乗り切ろう弁当みたいなかたちでPRなさって、それが毎日だけでなく、町民全体にやる部分については1週間に1回とか、そういうメリハリがあってもいいのでね。そういう全体で乗り切るんだというような、応援メッセージのついた弁当みたいなかたちで、この危機的状況を乗り越えるという事業に展開してほしいなということで。そういうことであればなおさら補助も必要ですし、そういった関係もいるので、500円という限定ではなかなか飲食店組合の現状からすると大変な状況なので。そういった感じで事業を拡大していく中では、もう少し補助対象にできるのかなということで、発展的な事業に展開をしていただきたいということがまず1点です。

それで2点目はですね、18ページの商工費のですね、節の委託料なんですけれども。

感染対策協力金支給業務委託料ということで説明がございます。確かにこの関係につきましては、国の方での新型コロナ特措法の指定施設ということで10万円の部分。それから、道の指定の施設の部分の継続の支援金ということでの、支給に対する相談窓口だと思います。それで、第2弾の部分については第5号で補正予算でやりますけれども、それについては18日以降の相談窓口ということで理解はしております。そういったことからすれば、三澤議員も言ってまし

たけれども、町としても幅広い業種に対応し、それで第2弾では上乘せをしてですね、一定程度の事業者に独自の支援をした。その姿は大変喜ばしいことでもありますし、私も敬意を表している次第でございます。

そこで、この委託料の関係なんですけれども。まさにその協力金も含めた相談窓口になってますけれども、実はそれ以外にも国の融資制度であるとか持続化の相談も受けております。それで、今1番個々の事業者、法人であろうが個人であろうが、1番使い勝手というか1番命綱になってるのは、実はこの10万円だとか20万円だとか、町の10万円だとかというお金ではなくて、根幹はですね、やっぱり法人に200万円限度、そして個人には100万円限度の持続化給付金なんです。特定の50%売上げが減少した事業者を対象にして、この持続化給付金、これが命綱でですね。

これの申請なんですけれども、実際は電子申請というかインターネットで給付金の申請するんですけれども。なかなか、法人であれば会計事務所さんとか社会保険事務所さんにお手伝いをしているところが日頃からあるんですけれども。個人事業者はですね、なかなかネットで申請することに手続きがなかなか難しいと。なぜかという、確定申告の控えや月収の収入のわかる帳簿、口座の通帳の部分です、PDFに落とさなきゃならないんですね、電子申請なら。だからそういう作業もありますし、そもそもガラケーの携帯しかない人たちはなかなか難しい作業になるんですね。ネットもない、そういう環境になる人はまた誰かを頼まなきゃいけない状況になりますから。

実は、経済産業省は、今日の北海道新聞にも載せて掲載されてますように、北海道では第1号として申請サポート会場ということで、TKBガーデンシティ札幌駅前に開設するんですけれども。経済産業省が、北海道の170余の町村に全部そういうものをサポートセンターとか、サポートの会場を作るとは思えない。ですから、この今の委託料、またですね、加算してもいいですから申請のサポート、要するに今、税の申告の部分で確定申告でサポートしてるんですけれども、そういうサポートができないのかということをお伺いいたします。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） それでは、まずはじめのお弁当の件ですが、議員おっしゃるとおりでありますと思っております。飲食業に対して、今、初期でございますので、できることからということで、まず大規模事業所ということで、役場ということで要請がありまして。これを足掛かりにしてですね、料飲店組合としてもですね、いろいろ考えていただきたいと思っております。それに対して、例えば取りまとめをシステム化するとか、あとPRするチラシを作るとか、もしかしたら町内食材を活かして何か開発するための、いろいろなビジネスアイデアはあると思うんですが、こういった動きに対しては、町長とも相談しております、積極的に支援していきたいと。

また、コロナ全般の今のビジネスの話を申し上げますと、これは何年続くかわかりませんが、これは私どももわかりません。ただ、今、強烈な出血を伴っておりますので、ここに対する資金手当等々しながらですね、ただこれから先、この環境変化に対応した商工業のあり方、ビジネスモデルをですね、作っていただきたい。若干なりともそういった声も聞こえてきますので、そういったものに対してはですね、商工会、それからホテル旅館組合、料飲店組合その他ですね、経済産業団体と連携しながらですね、支援策について積極的に検討してまいりたいと思っております。その中で、弁当の話もあれば当然取り上げていきたいと思っております。

またですね、サポート窓口につきましてでございますが、現在ですね、おっしゃるとおり商工会のはぴあで商工会の事務局職員、経営指導員2名。それから町からですね、人、時間によるんですが2名ないし1名、MAX4名。少ない時でも3名で、町の協力金の支給事務を中心として、時間をかけずにストレスなく進めるということでやっております。それに付随しまして、当然ワンストップサービスということで、その他融資、国・道の給付金、協力金についての相談も受け付けております。

昨日までの出来高でいきますと、町の協力金については受付受理38件。そのほかですね、大体10件、その給付金の申請に来た方以外にもですね、大体、日に10件くらい国・道おっしゃられている給付金協力金の申請手法についてのお問い合わせがございまして、それについては、商工会の指導員と、それから私ども職員が申請の手法ですとかアドバイス、こういったものの知恵を授けています。

ただ、電子申請についてはですね、今のところ具体的にお話はきていませんが、おっしゃられるとおりに高齢者の方が中心になると思うんですが、そういった端末等の取り扱いができない、持っていないということも考えられますので、ここにつきましては、経済産業局等々で間に入りまして、支援するように、サポートしていくようにですね、体制固めを改めてしたいと思っております。以上でございます。

○14番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） お弁当の方なんですけれども、やっぱり飲食店組合の方もそういった事業をこれまでやったことないものですから、アイデンティティとかの部分、あるいは手法の部分、なかなか自分たちでやっても、次展開する発想がなかなかうまく通じない部分もありますので、サポートという立場で、積極的にこういうふうにしたほうがいいですよ、こういうことができますよという指導ではないですけども、サポートを強力に推し進めていただきたいなど。

なかなか本人たちね、慣れてないからどうしたらいいのかこうしたらいいのかということだけで、悶々と終わるような状況も見え隠れしてるものですから、なんとか商工の担当の方でそういったサポートを強力にお願いしたいと。

それともう一つ、ネットでの申請サポートなんですけれども。持続化申請要領ということで、事業者向けとか個人向けも含めて、私も見させてもらっておりますけれども。アカウントがあって、実際アカウント取られるものですから、うちの事業所でも何件か頼まれてやってるんですけれども。アカウント取られるからパソコン変えないと駄目なのかなということがあって、今ちょっとなかなか進んでいない部分があって。その辺アカウント取られるから1台のパソコンでできるのか、あるいは2台目3台目でなければ1申請ずつできないのか。

パソコンでアカウント変えれば、できるんだろうけれども、そういう関係について情報があれば教えていただきたいということと、まさにこの部分ですね、本当に申請できないという現状がありますので、なんとかサポートの体制を作るといって方向でお願いしていきたいと思いますので、アカウントの関係ちょっと教えていただきたいなと思います。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） 議長。商工観光労政課長。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） 今、技術的なお話も含めて千葉議員からご指摘があったように、一つの端末、いわゆるアカウントでしか受け付けられないということは承知しており

ました。そこでまた戻りますけど、端末をお持ちでない方、それを例えば肩代わりして、商工会でも、役場のはちょっとあれでしょうけども、端末からということは不可能ということで認識しております。

ただ、そこについてですね、IT以外のいわゆるアナログ申請について、私どももちょっと申し訳ございませんが、経産局に確認したことはございませんので。早急に確認してですね、そういった情報をですね、事業者にお伝えできるようにしてまいりたいと思います。以上でございます。

○14番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） もう一点はですね、実際に申請したら、仮申請して本申請まで行かないような部分で殺到しているというふうに聞いて。本当に最初の頃に申請した人は申請できているんですけども、ほとんど今、詰まっているような状況もありますので、その辺の状況もですね、問い合わせをして、それで今こういう状況にあるからアナログでやりますからと。その部分でいえば、アナログであとでお手伝いしますよというような、それはいつ頃ですよというのを、逆にいえば窓口の部分でお伝えするとか広報していくとか、そういうやり方にシフトしていくのか。

もう一つは、さっき言ったけれども、電子申請で進むと。ただ、それはちょっとアカウントの関係もあるから、なかなか難しいと思うんですね。だから、どっちみち電子申請でも今詰まっている状況であればアナログでやったほうが、最終的には給付される期日が同じであれば、あまり変わらなければね、アナログで対応できることもありますので。その辺、双方での検討、そして実際にどうかたちでやるかということについての方法もお願いしていきたいと思いますが、どうでしょうか。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） 手続き論、具体的なですね、要は現実ですね。

そこについては、千葉議員がおっしゃることがごもっともだと思っております。

最初の電子申請の件、それと今の状況ですね。私もですね、仮申請、本申請の詰まり感というのはですね、細かくは聞いておりませんが耳にしておりますので。トータルでですね、そのほか道の給付金ですとか、こういったものも含めてですね、今までは来た方の疑問に対して、一番多いのは例えばこういうふうに表示したらいいですよ、ここを書くべきですよとか、添付書類はこれがあれば十分ですよとか、大体そういうアドバイスだったんですが、そこも含めてですね、トータルに情報を探って、そういった窓口、そのほかいろいろな手段を通じてですね、事業者に的確に伝わるように努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

○15番（黒島竹満君） 議長、黒島。

○議長（能登谷正人君） 黒島君。

○15番（黒島竹満君）

一点お話をしたいと思います。今、皆さんご存じのとおり、倒産件数は一番多いのは、ホテル旅館組合の倒産件数が一番多いわけですね。ということは、八雲も最初から厳しい、コロナが発生した時点から大変厳しい状況で、ホテル旅館組合で一番先に町のほうに要請文を出して何とかお願いをしてきたわけでございますけれども。

今の、持続可の法人 200 万と個人 100 万という部分についてもですね、一時的にですね、1 か月それで対応できるかといったら、対応できない状況な旅館・ホテルもあるわけがございます。そういった部分もですね、しっかりと八雲町のホテル旅館組合の状況をですね、聴き取ってですね、どういう状況になってるのかという部分を、聴き取りはしているかどうかわかりませんが、そういった部分を今後ね、聞き取りをしていただいて。

そして、これから新しい借り入れ融資もありますけども、今借り入れ融資をしてですね、借り入れをして、そして返済時期になった時に、本当にそれが回復できて、借り入れたものが返していけるかどうかという部分は大変厳しい状況だと思うんですよね。そういった部分も含めながらですね、八雲のホテル旅館組合の状況を考えながら、八雲町としてですね、長く支援できるような方法を考えられないのかなというふうに思っているところでございますので、その辺、道・国の方にも、町長先頭になってですね、倒産件数 1 件も出さないように考えていただけないかなというふうに思っているところでございます。

そしてまた今、弁当の部分についてもですね、本当に大変な時期だと思いますし、本当に家族でやっている人たちは何とか商売としては成り立つかもわかりませんが、人を使ってですね、仕入れをしてですね、弁当を作って 500 円で納めるっていったら大変厳しい状況であります。そういった中で努力しているわけですから、そういう部分もですね、商工会と町と、町長先ほど補助金も考えるということでございますから、そういった部分で幅広く数を増やしていただくように考えていただきたい。

ただ、これから一番危ないのは、弁当をすぐ食べればいいんだけど、弁当の時間の経ったやつをできるだけ気を付けてですね、病気にならないように気を付けてやるようにしていただきたいというふうに思っているわけでございますけれども、いずれにしても、是非ですね八雲の倒産件数がゼロになるようにですね考えていただくことをお願いして、質問といたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 黒島議員ですね、本当に今、旅館組合、XXXXXXXXXX一番先にですね、要望がありました。特にホテル旅館組合並びに飲食店ということで、連名で要望をいただきました。我々としてもですね、このホテル、旅館、特にですね、観光、温泉のホテルは大変だろうということで、順次調査もしているところであります。

更にですね、3月4月のですね、やっぱりこの宴会を持つてる飲食店も大変経営的にですね、こんなに長期になるっていうことを我々も想像を絶するですね、長期になってきますので。その辺をですね、調査をしながら、先ほど黒島議員さんからあったとおりですね、この地域から倒産のないようにですね、我々としても全力でサポートしてまいりたい、そんな思いであります。

弁当につきましても、これからですね、飲食店組合並びに弁当を作れる業者様とも懇談をしながら、消費者にはお徳感のあるような弁当ということで、先ほど千葉議員さんからも質問あったとおりですね、町としても何らかの補助を入れながらですね、進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午後 0時02分

◎ 発言の訂正及び取り消し

○議長(能登谷正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

承認第1号において、田中議員が質疑を行った特別定額給付金の基準日に対する答弁について、住民生活課長から発言の訂正の申し出がありますので、これを許します。

○住民生活課長(川口拓也君) 議長、住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(川口拓也君) 先ほどの答弁の中でですね、回答した部分に訂正させていただきたいのですが、4月27日の基準日以降に生まれたお子様の部分で、私2週間以内であれば反映されるというかたちでございますが、こちら私の認識間違いでございまして、通常の出生届、生まれてから2週間の届け出期間が設けられていまして、よって4月27日に生まれた方につきましては、2週間以内にその後届けていただければ、通常我々のほうで発送する申請書に反映されるという部分が本来のかたちでありまして、その部分を間違っただけで、実際はやはり基準日以後に生まれたお子様につきましては、今回の給付金の対象外ということでございますので、改めて訂正させて回答させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長(能登谷正人君) 田中議員よろしいでしょうか。

○10番(田中 裕君) 議長。田中。

○議長(能登谷正人君) 田中君。

○10番(田中 裕君) そうすると、議論がまたそこで出てくるものですかね。まあ、今日もう時間ですからもうやめますけれども、私の言いたいのは、やめます。あとでやろう。

○議長(能登谷正人君) それでは次に、同じく先ほどの承認第1号において、黒島議員の質疑の内容で一部発言の取り消しの申し出がございました。また、この申出に伴い、質疑に対する町長の答弁の一部についても関係する内容を取り消す必要がございます。申出のとおり、発言の一部及び町長の答弁の一部を取り消すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 異議なしと認めます。

よって申出のとおり、発言の一部を町長の答弁と、一部を会議録より削除いたします。

◎ 日程第4 承認第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第4 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題

といたします。

本件は、令和2年度八雲町一般会計補正予算第5号を専決処分したことに対する承認でございます。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについてをご説明いたします。議案書19ページ及び20ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度八雲町一般会計補正予算第5号について、令和2年5月7日専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

補正予算第5号は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、マスクの購入が困難な状況が続いていることに鑑み、町が町内各世帯に対しマスクを配布するほか、先ほど承認第1号により、小・中学校の臨時休校延長の影響による牛乳の消費低迷のため児童・生徒への牛乳配布について承認をいただきましたが、八雲高等学校においても分散登校が実施されることに伴い、同様に生徒へ牛乳を配布し、さらなる消費拡大を図るものであります。

また、長引く感染症拡大の影響により国は緊急事態宣言を、また、北海道は自粛要請を延長したところでありますが、道の休業要請対象業種及び対象外業種の一部に対し、町独自の経済対策の追加支援をしたもので、執行に係る予算の確保について急を要したほか、即効性のある対応を図るため、令和2年5月7日付けで専決処分いたしましたので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、令和2年度八雲町一般会計補正予算第5号についてご説明いたします。

議案書21ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに5,038万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を167億4,310万4千円にしたものであり、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書の25ページ中段をお願いいたします。

4款衛生費 1項保健衛生費 2目予防費 3,144万8千円は、町民の健康管理を図るうえで、感染症予防対策としてマスクを購入し、一世帯当たり50枚を町内各世帯へ配布するもので、10節需用費にマスク購入費2,760万円のほか、11節役務費にマスク運搬料及び梱包手数料として384万8千円をそれぞれ追加したものであります。

6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費 43万円は、先ほど承認第1号により承認いただきました、小・中学校の児童、生徒への牛乳配布と同様に、八雲高等学校においても5月の分散登校に合わせ、生徒に対し牛乳1リットルパックを2本ずつ3回配布し、さらなる牛乳の消費拡大を図るもので、10節需用費に43万円を追加したものであります。

7款1項商工費 2目商工振興費 1,850万9千円は、北海道が休業要請の対象業種として事業者へ支給する支援金に該当しない飲食業については経営上の打撃を被っているため、追加支給することで、先ほど承認第1号において承認をいただきましたが、国の緊急事態宣言の延長及び北海道の自粛要請の延長を踏まえ、町の追加支援として、北海道の対象業種ではありますが経営的打撃が非常に大きい業種・業態、また、対象外ではありますが、日常的に感染防止に関して厳しい対応を求められている業種・業態、さらには、飲食業の低迷によって二次的なダメージが非常に大きいと考えられる業種・業態に対し、感染防止と事業継続の努力を応援する観点から、スナック・バーのほか、社会福祉・介護・保育所等、酒類・花き販売、タクシー・ハ

イヤ、理美容及びホテル・旅館の各業に対し、一律 10 万円を支給するもので、18 節負担金補助及び交付金に感染症対策協力金 1,840 万円のほか、10 節需用費及び 11 節役務費に事務費をそれぞれ追加したものであります。

以上、補正する歳出の合計は 5,038 万 7 千円の追加であります。

続いて、歳入でございます。同じく議案書 25 ページ上段をお願いいたします。

19 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 3,144 万 8 千円の追加は、歳出に対応した計上であります。

2 目ふるさと応援基金繰入金 1,893 万 9 千円の追加は、歳出でご説明いたしました牛乳消費拡大支援事業及び感染症対策協力金支給事業に要する財源として計上したものであります。

補正する歳入の合計は、歳出と同額の 5,038 万 7 千円の追加であります。

以上で、承認第 2 号令和 2 年度八雲町一般会計補正予算第 5 号の説明といたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○4 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 今、皆さん苦勞しておられるマスクを町が配布するというので、いいことなんですけれども。予防費の中の需用費 2,760 万ですか。これで、一世帯に 1 箱 50 枚ずつ配ると。それだと 12,000 箱分になると思うんです。私が見た資料からすると。そうすると八雲町は約 8,000 世帯なので、あと 4,000 個はどこに行くんでしょうか。それで、新聞に書いてあったのかな、そういう福祉施設だとかも含めて配るというふうになっていました。

それで例えば、それでいくと世帯に 1 箱ずつ 50 枚配って、残りの 4,000 個分は何事業所にとの程度ずつ配布するのか、わかれば教えていただきたいなと思います。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） ただいまご質問がございましたマスク 60 万枚の配布の内訳ということでございますが、大体のおおざっぱな数になりますけれども、町民世帯に配布用として、大体 8,500、若干転入世帯も含めまして、42 万 5,000 枚と考えてございます。

また、その他の配布用ということで、福祉施設、障がい、介護又は児童等の福祉施設で、世帯分につきましては 17 法人 40 事業所で大体 600 名ほどのスタッフがおりますので、そこに 2 箱ということで 6 万枚を考えてございます。

さらに、施設等の入所者。グループホームですとか、そこで住んでる施設ということになりますが、その定員。ほとんどは世帯主の施設もありますし、中には大体が世帯主なんですけれども、実は町外に住所がある人がいたりとか、そうすると同じ施設の中で生活してるんですが、何人かだけ当たらないということになりますので。施設については、定員に対しまして 1 箱ずつということで、大体 2 万枚弱ということで考えています。それで大体 8 万枚ということで考えています。

そのほか 10 万枚弱残りますが、それにつきましては、今後、町の事業でどうしても必要な場合がございますし。例えば総合病院とか、今国からマスクが提供されている部分とかあったり、購入したりしている部分があるのですが、どうしても購入できないとかとなった時に相当数のマスクが必要になることも考えられますし、また、感染が長引いた際に、例えば災害等が起き

て避難所だとかが、もしそのようなことが起きたときに必要になる部分もあるということで、10万枚弱の部分については町のほうで保管しながら、今後の必要性に応じて使い方を考えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（能登谷正人君） いいですか。

○4番（横田喜世志君） はい。

○議長（能登谷正人君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第1号八雲町後期高齢者医療に関する条例及び八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第1号八雲町後期高齢者医療に関する条例及び八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書1ページをお願いいたします。

この度改正をお願いする後期高齢者医療と国民健康保険につきましては、これまで病気などで働けなくなった被保険者の生活を保障する傷病手当金の取扱いはございませんでしたが、一般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置として、当該ウイルスに感染等した場合には国が傷病手当金を保障する財政支援が設けられたことから、これに対応するため関係する二つの既設条例の一部を改正するものであります。

はじめに、第1条に掲げる八雲町後期高齢者医療に関する条例の一部改正からでございますが、この後期高齢者医療につきましては制度の主たる取り決め、ルールなどにおきましては北海道広域連合で定められていることから、各市町村の条例の改正といたしましては、窓口事務に関する事項を加えるもので、記載のとおり第2条に第7号の2として新たに傷病手当金の支給に係る申請受付事務について追加規定するものであります。

続きまして、第2条に掲げる八雲町国民健康保険条例の改正の内容についてでございます。

附則の第5項の追加は、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがあり療養のため仕事ができなくなった場合に、傷病手当金を支給することについて規定するものであります。

次に、2ページに移ります。附則第6項の追加では、1日あたりの傷病手当金の支給額を、直近3か月間の給与平均日額の3分の2相当と定め、第7項には傷病手当金の支給期間を最長

1年6か月と規定するものであります。

続きまして、附則第8項から3ページの附則第10項までの追加は、新型コロナウイルスに感染した場合においても事業所から給与等の支払いを受けられる権利のある者が、給与の支払いを受け、若しくは不当に給与の支払いがなされなかった場合には、給与との差額を調整し傷病手当金を支給すること及び不当な取り扱いをした事業所からは当該調整額相当を徴収することについて、それぞれ規定するものでございます。

最後に附則でございますが、この二つの条例の施行日を公布の日からとし、第2条に掲げる改正後の八雲町国民健康保険条例の附則第5項から第10項までは、適用期間を令和2年1月1日から規則に定める日までとするものであります。

なお、規則で定める日とは、現在のところ国で9月30日と設定しているところでありますが、今後は期間延長も考えられますことから、当町もこれに合わせて柔軟に対応して参りますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単であります但し、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） これは被用者というか、国民健康保険のほうですけども、雇われている人限定という条例なんですか。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） あくまで被用者ということでございますので、雇われてる方が対象というかたちでございます。

○3番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 条例上そうなるんだろーとは思いますが、自治体で独自に条例の中に盛り込めるということだったと思いますので、同じ国民健康保険の中で経営者といいますが個人事業主ですとか、一次産業に従事してる方とか、そういう方たちに対しても傷病手当金が支給されるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） この度の傷病金手当てにつきましては、国の緊急特例措置ということですね、全国の市町村ともに国が示す範囲に準じて被用者の方のみに対応するものでございまして。事業主に対する支援につきましては、国や道による補助金や当町におきましてもですね、別な補助などで今後、対応策等を講じる予定としてるところでございますので、あくまで国に倣いましてこのようなかたちで被用者の方のみを対象とするものであり、また国保自体ですね、現在運営が広域化図られてるものでございまして、町単独でですね、こういった部分を導入するという事は非常に厳しいことでございますので、ご理解をお願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 事業主に対しては、ほかの手立てがあるというようなことでしたけれども。1人親方で誰も雇用していなくて、また、1人で収入を得なければならないけれどもコロナになって収入が得られないという人に対しても、国保加入者であれば傷病手当が受けられるべきだと考えますので、その辺道や国のほうにですね、町として要請していくべきではないかと思っておりますけれども、そのようなことも今後考えていただけないでしょうか。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 雇用者云々という部分は別としましてですね、こういった要望はですね、やはり各都道府県からも出ているところでございまして。現状でもコロナウイルスに限らない、そういった部分の疾病に対しましても、何とか傷病手当金の支給を設けられないかという部分で、現在、各都道府県の方でもですね、国の方にも要望活動を行っていることでございますので。当町といたしましても、単独というかたちではなくてですね、そういった部分で足並みをそろえて進んでいきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） ほかにございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6号 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第2号財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議案第2号財産の取得についてご説明いたします。議案書4ページをお開き願います。

本件は、不織布マスク60万枚を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

先ほどの承認第2号で補正予算の専決処分を承認いただいた件で、新型コロナウイルス感染症の蔓延が続き、マスクの購入が困難な状況が続いている中、感染拡大防止対策として、全世帯及び社会福祉施設等に対してマスクを配布するため、急遽購入しようとするものであります。

取得する財産の種類及び数量は、不織布マスク60万枚であります。

取得の方法は、契約の定めるところによります。

取得の金額は2,700万円であります。

契約の相手方は、議案書に記載のとおりです。

なお、本会議の議決をいただいた後、契約を締結し5月下旬頃から順次、各世帯にマスクを配布する予定であります。

以上、議案第2号財産の取得についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○4番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 契約の相手方なんですけれども、これは入札かなんかなのでしょうか。どういう取り決めなのでしょうか。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 契約の相手方ですが、今回、町のほうでいろいろマスクの購入について検討していたところ、60万枚のマスクが購入できるということになりまして。町内に医薬品等の登録業者で、その医療品の購入できる業者が一社のみであったということ、また、緊急的に事業を進める必要があることから、唯一登録業者でありました記載の業者と契約をしようとするものでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） よろしいですか。

○4番（横田喜世志君） はい。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 発委第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 発委第1号新型コロナウイルス感染症対策の充実強化を求める意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 議長。千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉委員長。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） コロナ関連でございますので、自席にて提案説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症対策の充実強化を求める意見書について、提案説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症は、世界各地に急速に拡大し、多くの感染者が発生しており、日

本国内においても、令和2年4月19日に改正し、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急宣言の対策対象地域が全国に拡大されるなど、憂慮される事態となっております。このため、八雲町議会としましても国に対し4項目について早期に対応を図るよう強く要望するものでございますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、令和2年第4回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 0時31分〕